

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について

自治体説明会32

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 予防接種課

令和5年12月25日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 予算関連の事項について

2. 年度末で特例臨時接種が終了することに伴う事項

3. その他・今後の説明会でご説明する予定の事項


新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会（第32回）

【ワクチン接種対策費負担金】(接種の費用)

予算額: 4,319億円(令和2年度三次補正) + 5,356億円(令和3年度補正)

＜概要＞ **終了** (令和5年度補正)

- ・単価: **終了**
- ・時間外・休日の接種に対する加算 (時間外: +730円、休日: +2,130円)
- ・6歳未満の接種に対する加算: +660円




【ワクチン接種体制確保事業】(自治体における実施体制の費用)

予算額: 3,439億円(令和2年度三次補正等) + 3,301億円(令和3年度予備費)

都道府県が実施する副反応相談体制構築事業は感染症予防事業費等国庫補助金のメニューとして継続 ⇒ P9参照

- 接種の実施体制の確保に必要経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等



【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】 個別接種促進のための支援策(①～③)

予算額: 818億円(令和3年度予備費) + 4,570億円(令和3年度補正) + 8,268億円の内数(令和4年度予備費) + 1兆5,189億円の内数(令和4年度二次補正)

個別接種	<p>①「診療所」における接種回数の底上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週100回以上の接種を指定する2か月毎の間に4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円/回 ・週150回以上の接種を指定する2か月毎の間に4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円/回 <p>※1週間のうち、少なくとも1日は、土日祝日、夜間(18:00以降)、診療所の時間外に接種体制をとること。</p>	<p>②接種施設数の増加(診療所・病院共通)</p> <p>※病院への支援は、11月末までとする。</p> <p>医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円/日(定額)を交付。(①とは重複しない)</p> <p>※土日祝日、夜間(18:00以降)、医療機関の時間外に接種体制をとること。</p>
------	--	---

集団接種	<p>都道府県が実施する大規模接種会場に必要となる費用を補助</p> <p>＜概要＞</p> <p>○都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施 (使用料及び賃借料、備品購入費等)</p>	<p>終了 事業</p> <p>○時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり 7,550円 ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円 <p>※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象</p>
	<p>同集団接種の扱い</p> <p>③「病院」における接種体制の強化</p> <p>特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上指定する2か月の間に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用して交付</p>	


職域接種に対する支援策(④)

＜概要＞

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円(追加接種会場の場合は1,500円)×接種回数を上限に実費補助)

- ・中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

企業・大学



令和6年度予防接種関係対策予算案の概要①

1. 令和6年度予算案

令和6年度予算案
2,294百万円

[令和5年度予算]
[2,124百万円]

1. 健康被害救済給付費

1,674百万円 [1,633百万円]

予防接種法のA類疾病及びB類疾病、新型インフルエンザ、新型コロナ等予防接種による健康被害者に対する救済給付（医療費・医療手当、障害年金等）を行う。

- ・予防接種事故救済給付 ・新型インフルエンザ予防接種健康被害給付、新型コロナウイルス予防接種事故救済給付
- ・ポリオ生ワクチン2次感染者対策

2. 予防接種健康被害者保健福祉相談事業[補助金]

108百万円 [108百万円]

予防接種による健康被害者の保健福祉の向上を図るため、予防接種健康被害者保健福祉センター・地域保健福祉相談員による相談支援、家庭訪問等を行う。

3. 予防接種副反応報告制度事業

113百万円 [104百万円]

予防接種法第14条に基づき、PMDA（独法医薬品医療機器総合機構）における副反応報告の整理や所管システムの運用、予防接種後副反応・健康状況調査等を行う。

- ・予防接種副反応報告整理・調査事業 ・予防接種副反応報告システム運用 ・予防接種後副反応・健康状況調査

4. 予防接種従事者研修[委託費]

6百万円 [6百万円]

予防接種法第23条第3項の規定に基づき、予防接種事業従事者に対する研修を行う。

令和6年度予防接種関係対策予算案の概要②

5. 予防接種センター機能推進事業[補助金]

31百万円 [26百万円]

予防接種要注意者への安全な接種体制構築、休日・夜間接種、予防接種に対する正しい知識の普及や医療相談等について、地域で予防接種センター機能の構築が図られるよう、体制整備を行う。

拡充 専門知識を有する人材の育成を行うとともに、地域において予防接種についての知見（接種率が低い要因の分析や、地域での感染症の発生動向の分析、適時適切な接種勧奨の方法など）を創出し、関係者の理解を促す。

6. HPVワクチン等に関する相談支援[補助金]

142百万円 [143百万円]

HPVワクチンに関する相談、ワクチン接種後の支援等について、地域で相談支援・医療支援体制の構築が図られるよう、体制整備を行う。

7. 予防接種に係る調査研究[厚生労働科学研究費]

- ・新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究
- ・新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究経費

8. その他事業費

220百万円 [104百万円]

・予防接種に関する審議会経費、普及啓発、健康被害救済推進の体制強化、予防接種の総合的推進調査研究等の予防接種に関する諸施策を行う。

〔 審議会等経費 ・ 予防接種に係る普及啓発 ・ 予防接種後健康被害救済制度支援 ・ 予防接種の総合的推進調査研究等 〕

2.自治体関連事業

予防接種センター機能推進事業

主旨及び目的：予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種がより安全かつ有効に実施されるようにすることにより、予防接種率の向上を図るとともに、健康被害の発生の防止に万全を期することを目的とする。また、ワクチンの安定供給に取り組むことにより、定期の予防接種の円滑かつ適正な実施を確保することを目的とする。

実施主体：都道府県

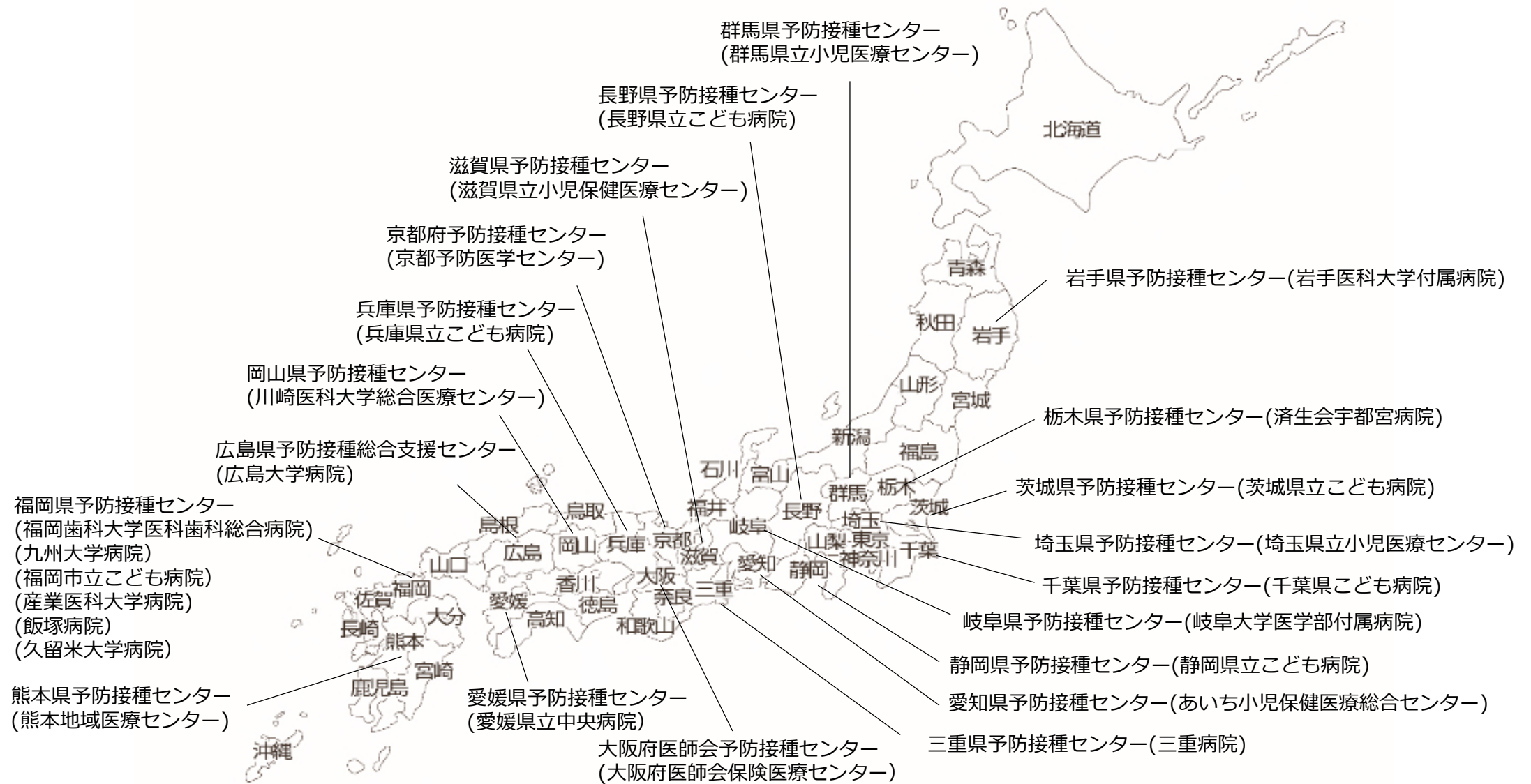
実施時期：令和6年度

補助率：1/2

事業内容：都道府県知事が、予防接種センター機能を備えていると認められる医療機関をその同意を得た上で予防接種センター（管内に1か所程度）に指定し、予防接種センター機能を有する医療機関は、次に掲げる事業の全部又は一部を実施する。

- (ア) 予防接種事業（予防接種要注意者に対する予防接種の実施）
- (イ) 啓発事業（予防接種に関する知識や情報の提供）
- (ウ) 医療相談事業（予防接種要注意者に対して安全な予防接種を実施するために、予防接種の事前・事後の医療相談事業の実施）
- (エ) 従事者研修事業（医療従事者向け研修の実施）
- (オ) 休日・時間外の予防接種の実施
- (カ) ワクチン流通情報収集事業（定期接種対象ワクチンの流通状況の把握）※都道府県による実施
- (キ) 予防接種についての知見の創出（地域課題研究）
- (ク) 予防接種・感染症に関わる人材の教育
- (ケ) 地域支援（自治体との連携、保健所、医療機関への情報提供、他の予防接種センターとの連携）

全国の予防接種センター（令和5年3月時点）



○ 予防接種センター機能は、現時点で20府県25カ所の設置に留まっています。
地域での予防接種の中核機能として、全都道府県への設置と機能強化について、引き続きご理解とご協力をお願いしたい。

令和5年度補正予算 予防接種関係対策事業の概要①

1. 令和5年度補正予算

142,705百万円

1. 予防接種事務デジタル化等事業

5,793百万円

予防接種事務デジタル化の推進により、効率的にワクチン接種を進める仕組みを構築するとともに、匿名予防接種データベースの整備等により、予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究の充実を図る。

※健康管理システムのガバメントクラウド移行（令和7年度までに実施）と併せてデジタル化を実施すべく、関係機関とシステム構築等について検討・整備を行っている。

2. 新型コロナワクチン接種に係る体制の確保等

136,912百万円

国や自治体における新型コロナワクチン接種体制の確保及び自治体における接種の実施のために必要な措置を講ずるとともに、次なる感染症の発生に備えワクチン接種に関する体制を整備する。

2. 自治体関連事業

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
- ・ 新型コロナウイルス予防接種健康被害救済給付

補助金及び負担金については、別途示すスケジュールに従い、実施要綱、交付要綱に則り交付申請を行ってください。

令和5年度補正予算 予防接種関係対策事業の概要②

新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業

実施主体：都道府県

実施時期：令和6年度（予定）

補助率：定額（予算の範囲内で過去の執行実績等を踏まえて算定）※基準額の考え方は追ってお示しする

事業内容：

- ・住民から新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に関する相談を受けた場合に、かかりつけ医等を案内できるように、住民からの相談を受け付ける体制を確保する。
- ・新型コロナワクチン接種について、様々な症状に総合的な対応ができる、専門的な医療機関に協力依頼を行う。

マイナンバー情報連携体制整備事業

実施主体：市区町村

実施時期：令和6年度（予定）

補助率：2 / 3

事業内容：

- ・自治体予防接種台帳システムをデータ標準レイアウト改正に対応させる改修等を行う事業。
- ・組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンに係る情報連携のため、令和6年6月のデータ標準レイアウト改正に対応させる改修を対象とする。

主なご質問への回答

Q1. 令和6年3月実施分の接種費用を支払う場合、新型コロナワクチン接種負担金は必ず地方繰越を実施しなければいけないのか。令和6年度に精算交付していただけないのか。

3月までの接種実施分に関し請求が4月以降に及び、既交付決定額以上に負担金支出があった場合について、確定に伴う精算交付にて対応予定です。

その意味で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金に係る地方繰越は必須ではありません。

Q2. 12月11日自治体説明会資料P27のスケジュールについて、R5(R6地方繰越)補助金は、R5年4月・5月での残務事業を想定し、6月に実績報告提出、10月に額確定&国庫返還を想定しているということでしょうか。また、過年度のR5年度(現年度補正予算)補助金、R5年度(令和4年度本省繰越分)補助金、R4(R5地方繰越)補助金も同様に、6月に実績報告提出、10月に額確定&国庫返還を想定しているでしょうか。

「地方繰越手続き」と「実績報告作成」は連動しません。「実績報告作成」は、R5からR6へ地方繰越していない場合のR5年度(現年度補正予算)補助金、R5年度(令和4年度本省繰越分)補助金、R4(R5地方繰越)補助金とこれまでと同様を想定しています。

なお、交付額確定もこれまでと同様に10月以降になると考えます。

新型コロナウイルスワクチン接種の令和6年度の費用負担について

- 新型コロナウイルスワクチンの予防接種については、今年度までは全額国費・無料で実施しているが、来年度からの定期接種化の際、被接種者に費用負担が生じることとなる。
- 令和6年度の定期接種における標準的な接種費用は、以下のとおり**7,000円**として積算しており、低所得者に関しては接種費用を無料とするため、総接種費用の3割を普通交付税措置することとする。低所得者以外の方の自己負担額については、接種費用7,000円を標準として、各自治体においてご検討いただきたい。

	標準的な接種費用	積算	
		ワクチン価格	手技料
特例臨時接種 (～R5年度)	無料(全額国費)	—	—
定期接種 (R6年度)	7,000円	3,260円	3,740円

※なお、インフルエンザのワクチン価格は、1,500円程度。

1. 予算関連の事項について

2. 年度末で特例臨時接種が終了することに伴う事項

3. その他・今後の説明会でご説明する予定の事項

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会（第32回）

特例臨時接種の終了にかかる情報提供（リーフレット）

令和5年12月25日

〈新型コロナワクチン接種をご希望の方へ〉

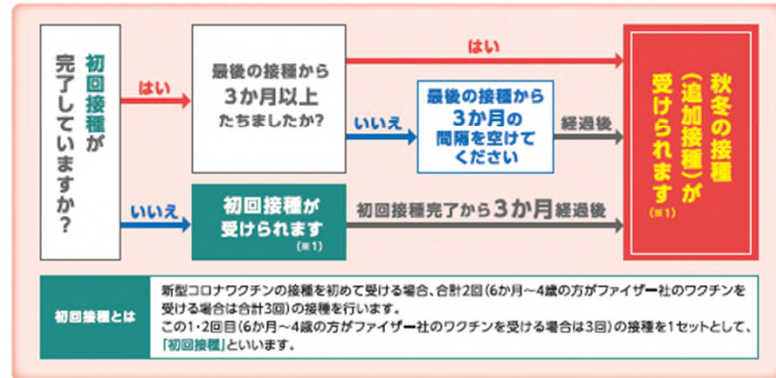
新型コロナワクチンの全額公費による接種は

令和6年3月31日で終了します

オミクロン株(XBB.1.5)対応ワクチンの接種対象とワクチンの種類

- 令和5年9月20日以降、生後6か月以上のすべての方に対して、新型コロナのオミクロン株(XBB.1.5)に対応した1価ワクチン(XBB.1.5対応ワクチン)の接種が始まりました。
 - 新型コロナワクチンの全額公費による接種は、初回接種、秋冬の接種ともに**令和6年3月31日で終了します**。接種をご希望の方は、期間内に余裕を持って受けてください。
 - 令和6年4月4日以降は、65歳以上の方および60～64歳で対象となる方(※)には、秋冬に自治体による定期接種が行われます。また、任意接種として、時期を問わず自費で接種していただけます。
- (※)60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

〈接種対象となる方と接種間隔〉



初回接種とは
新型コロナワクチンの接種を初めて受ける場合、合計2回(6か月～4歳の方がファイザー社のワクチンを受ける場合は合計3回)の接種を行います。この1・2回目(6か月～4歳の方がファイザー社のワクチンを受ける場合は3回)の接種を1セットとして、「初回接種」といいます。

〈接種に使用するワクチン〉(※2)

	初回接種		秋冬の接種(追加接種)		
	モデルナ社 [XBB,1.5]	ファイザー社 [XBB,1.5]	モデルナ社 [XBB,1.5]	ファイザー社 [XBB,1.5]	第一三共社 [XBB,1.5]
6か月～4歳	○ 5歳まで	○	—	○	—
5～11歳	○ 6歳以上	○	○ 6歳以上	○	—
12歳以上	○	○	○	○	○

注：接種証明などについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。
(※1)秋冬の接種は一人1回受けられます。(※2)武田社(ノバリス)のワクチンは、令和5年12月25日をもって接種が終了しました。

XBB.1.5 対応ワクチンの安全性

■ファイザー社、モデルナ社、第一三共社のXBB.1.5対応ワクチンについて、各年齢において、下記のような副反応が報告されています。また、頻度は不明ですが、重大な副反応としてショック、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎が知られています。

発現割合	症状				
	ファイザー社のワクチン		モデルナ社のワクチン	第一三共社のワクチン	
	6か月～4歳	5～11歳	12歳以上	6か月以上	12歳以上
50%以上	易刺激性(※1)	疼痛(※2)、疲労	疼痛(※2)、頭痛、疲労	疼痛(※2)、頭痛、疲労、易刺激性・泣き(※1,注)	疼痛(※2)、倦怠感
5～50%	疼痛(※2)、発赤・紅斑、腫脹(※3)、傾眠(※4)、頭痛、食欲不振、下痢、嘔吐、筋内痛、疲労、悪寒、発熱	発赤・紅斑、腫脹(※3)、傾眠(※4)、頭痛、下痢、筋内痛、関節痛、悪寒、発熱	腫脹(※3)、発赤・紅斑、頭痛、下痢、筋内痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、発熱	傾眠(※4,注)、食欲減退(注)、腫脹・硬結(※5)、発赤・紅斑、悪心・嘔吐、筋内痛、関節痛、リンパ節症(※6)、悪寒、発熱	熱感、腫脹(※3)、紅斑、そう痒感、硬結、頭痛、筋内痛、発熱、遅発性反応(※8)、リンパ節症(※6)、発疹、最高痛
1～5%	関節痛	嘔吐		遅発性反応(疼痛・腫脹・紅斑等)(※7)	

注：生後6か月～5歳のみ
(※1)易刺激性：腫脹が強い (※2)疼痛：注射部位の痛み (※3)腫脹：注射部位の腫れ (※4)傾眠：眠たくなる様子 (※5)腫脹・硬結：注射部位の腫れ、眠くなること (※6)リンパ節症：注射部位と同じ側の腫れや痛み (※7)遅発性反応：接種後7日以後の痛みや腫れなど (※8)遅発性反応：接種後7日以後に現れる紅斑、腫脹、そう痒感、頭痛、発熱、悪寒、硬結、疼痛
出典：厚労省「コヒナティ」第16号(6月)～4歳用、コヒナティ第15号(5月)～11歳用、コヒナティ RTU 第12号、スパイクバックス第11号(オミクロン株 XBB.1.5)、ダイアゴナ第10号(XBB.1.5)

Q&A

Q. 令和6年4月以降の接種は有料となるのですか？
A. 65歳以上の方および60～64歳で対象となる方(※)には、新型コロナの重症化予防を目的として、秋冬に自治体による定期接種が行われ、費用は原則有料となります(接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨の規定はありません。)、令和6年4月1日以降に定期接種以外で接種をご希望の方には、任意接種として、自費で接種していただくこととなります。
(※)60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

Q. 令和6年3月31日までに初回接種を完了できない場合はどうなりますか？
A. 令和6年3月31日までに初回接種を完了できない場合、残りの接種は自費で受けていただくこととなります。初回接種を希望される方は、できるだけ、令和6年3月31日までに必要な接種を完了できるよう余裕を持って受けていただくようお願いいたします。

- **ワクチンを受けるにはご本人または保護者の同意が必要です。**
ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人または保護者の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。職場や高りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。
- **予防接種健康被害救済制度があります。**
予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。臨時接種および定期接種ではない場合(任意接種の場合)には、予防接種健康被害救済制度ではなく、医薬品副作用被害救済制度の対象となります。申請に必要な手続きなどについては、医薬品医療機器総合機構(PMDA)にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 検索

ホームページをご覧にならない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

お問合せ先

- 令和 6 年度以降のVRS等の対応について
- 特例臨時接種の終了に伴う処分の関係について
- 令和 6 年度以降の救済制度の取扱いについて

令和 6 年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について

これまで新型コロナワクチンの接種記録の管理に使用したVRSについて、令和 6 年度以降も使える機能と、廃止される機能があります。 概略は以下の通りです。

令和 6 年度も継続する機能

- ・ 令和 5 年度以前の接種に係る接種記録の登録及び修正
- ・ 自治体によるVRSからの接種記録の出力及び閲覧
- ・ 自治体窓口における新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（「接種証明書」）の紙による発行（※令和 5 年度以前の接種に係る接種記録関係）

廃止される機能

- ・ 令和 6 年度以降の接種に係る接種記録の登録
- ・ マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会
- ・ コンビニのキオスク端末における接種証明書の発行
- ・ 接種証明書アプリのインストールや接種証明書アプリによる接種証明書の新規発行（※令和 6 年 4 月 1 日から使用停止予定。それまでの間であれば、画像保存機能等で保存が可能。）

【その他の留意事項】

- ・ **接種券**の送付の有無や様式：これまでのB類定期接種の対応を参考に、各自治体においてご判断いただきたい。
- ・ 接種証明書の**発行手数料**：令和 6 年度以降は、各自治体において徴収の要否や額をご判断いただきたい。
- ・ 既に**VRSに入っている記録**：予防接種台帳として扱える運用は、令和 6 年度以降も継続。なお、令和 8 年度を目途に別システムへの記録の移管を検討中であり、令和 5 年度以前の接種記録については、引き続きその正確性の確保に取り組まれない。
- ・ **タブレットと読取り台**：令和 6 年度以降、順次回収予定。詳細は追ってお示し予定。
- ・ ワクチン接種の**統計公表**：国が行う分は、令和 5 年度末をもって終了。各自治体の統計に関しては、令和 6 年度中は、VRSの自治体別メニューで令和 5 年度以前のデータを出せるため、これを必要に応じてご活用いただきたい。

特例臨時接種終了に伴うワクチン接種円滑化システム（V-SYS）の終了について

現在、ワクチン等の配分等に際して活用しているV-SYSは、令和6年3月31日までにすべての機能を終了することとしています。これに伴い、令和6年4月1日以降の以下の変更点について、接種医療機関等の関係機関に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（終了までの詳細なスケジュール等については、令和6年1月中を目途に事務連絡にてお示します。）

国保連提出用請求総括書・市区町村別請求書について

- 現在、接種医療機関がV-SYSで作成いただいておりますが、3月末の終了に伴い、V-SYSでの作成はできなくなります。4月以降、接種医療機関は厚生労働省ホームページ（新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等）に掲載している様式をダウンロードし、費用請求をお願いします。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html
（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に掲載している「様式4-5-1 市区町村別請求書」、「様式4-5-3 請求総括書」）
- 住所地外接種分について、都道府県国保連での処理は令和6年4月10日（必着）までの提出分をもって終了します。提出が令和6年4月11日以降になる場合、接種医療機関は被接種者の住所地である市区町村に請求書等を直接提出してください。

V-SYSサービスデスクについて

V-SYSのすべての機能の終了に伴い、令和6年3月29日19時をもってサービスデスクによるサービスを終了いたします。

V-SYSサービスデスクナビダイヤル 電話番号：0570-026-055 対応時間：8：30～19：00（土日祝日を除く平日のみ）

【参考】令和6年3月31日までに終了するV-SYSの主な機能

	主な機能	主な対象
①. ワクチン接種契約受付機能	集合契約締結手続きにおいて用いるワクチン接種契約受付システム。	医療機関等、とりまとめ団体（市区町村を含む）
②. ワクチン等の配分機能	国、都道府県、市町村におけるワクチン等の割当量の調整・配分機能。	国・都道府県・市町村、医療機関等、ワクチンメーカー、卸業者
③. ワクチン廃棄量等の報告機能	接種実績・他施設に移送したワクチン量・廃棄量・在庫量の報告機能。	市町村、医療機関等
④. レポート	ワクチン等の分配実績データ等の抽出機能。	国・都道府県・市町村、医療機関等、ワクチンメーカー、卸業者
⑤. 国保連提出用請求総括書・市区町村別請求書の作成	国保連等に費用請求を行う際に必要となる請求総括書等を出力する機能。	医療機関等
⑥. コロナワクチンナビ	接種会場検索、接種券再発行申請、住所地外接種届・住所地外接種届出済証の発行。	国民、医療機関等

- 令和 6 年度以降のVRS等の対応について
- 特例臨時接種の終了に伴う処分の関係について
- 令和 6 年度以降の救済制度の取扱いについて

今年度のワクチン等の供給について、 及び、年度末で特例臨時接種が終了することに伴う対応について

	現在	令和5年度の供給について	特例臨時接種が終了することに伴う 令和5年度末の対応等について
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 接種状況・予約状況等に鑑み、国が都度購入し、都道府県経由で配送。 接種完了までの間、所有権は国に帰属（V-SYSを通じて管理）。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年1月に、令和5年度最終クールとして、国購入済ワクチン残余分を希望する自治体へ配送予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例臨時接種終了時の自治体保有分は、国に所有権が帰属しているところ、国からの指示に従い、各自治体において廃棄していただく予定（事務連絡を発出予定）。 令和6年3月末～4月上旬に、3月末時点の各自治体のワクチン残余数を調査予定。
針、シリンジ	<ul style="list-style-type: none"> 国が購入し、希望する自治体へ無償で譲渡。 譲渡後の所有権は、自治体に帰属。 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンの配送終了に併せ、針・シリンジの配送は1月末までとする予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例臨時接種終了時の自治体保有分は、自治体の規程に基づき適切に処理していただく予定（事務連絡を発出予定）。

主なご質問への回答(1)

Q1. 国からのワクチンの配送は、国購入済ワクチン残余分の令和6年1月の配送が、今年度の最終クールとなるとのことだが、配分量の確定後、例えば、特例臨時接種終了に伴う駆け込み需要など、配送手続時に行われる希望量登録の時点では予期できない不測な事態が生じ、接種に必要なワクチンが不足した場合、どのような対応が想定されるのか。

国からのワクチンの配送は、国購入済ワクチン残余分の令和6年1月の配送をもって、自治体への年度内配分量は確定します。その上で、配分量確定後に不足が生じる場合は、自治体間または都道府県間における融通をお願いする可能性があります(企業と調整中)。

このため、具体的な活用予定のないワクチンについては、超低温又は低温で保存・管理可能な、配送センター等において、保管いただくことを想定していますが、詳細は必要に応じて、追ってお示しします。

Q2. 特例臨時接種時における残余分は廃棄することとのことだが、有効期間が満了していない特例臨時接種用のワクチンについて、活用が見込まれないと判断した場合、特例臨時接種期間の終了を待たずに廃棄しても差し支えないか。

特例臨時接種中における、有効期限到来前の特例臨時接種用のワクチンについては、活用が見込まれないといった各自治体の判断で廃棄することは差し控えていただくようお願いします。

Q3. 特例臨時接種終了時において医療機関等が保管する特例臨時接種用のワクチンは、自治体が国からの指示に従い廃棄するということがよいか。

この場合、任意接種に使用できないが、令和6年4月までにワクチンが市場に流通すると考えてよいか。

お見込みのとおり、特例臨時接種終了後において医療機関等が保管する特例臨時接種用のワクチンは、国に所有権が帰属していることから、各自治体において、ワクチンの残余を確認していただいた上で、国の指示に従い廃棄していただく予定です。

任意接種のワクチンについては、令和6年4月1日から市場に流通するよう、企業との調整など、所要の対応を進めてまいります。

主なご質問への回答(2)

Q4. 令和6年度からは、市でワクチンを保管することは想定されず、超低温冷凍庫も使用することはないと考えて良いか。また、超低温冷凍庫は、返却することになるのか。

▶ 特例臨時接種終了時点において各自治体が保管する特例臨時接種用のワクチンは、国に所有権が帰属していることから、ワクチンの残余を確認していただいた上で、国の指示に従い廃棄していただく予定です。そのため、当該廃棄分のワクチンの保存のために、超低温冷凍庫を使用していただく必要はありません。

既に国から自治体へ無償譲渡している超低温冷凍庫の所有権は自治体に帰属していることから、現在使用されている超低温冷凍庫を国へ返却していただくことは予定しておりません。自治体において、譲渡や売却、又は災害等に備え継続して保有しておくなど、可能な限り有効活用をしていただきますようお願いいたします。

Q5. ワクチンの廃棄費用等の必要経費を令和6年度において支出することになる場合は、地方繰越で対応することのことだが、その場合、未契約繰越でも問題ないか。

▶ 地方繰越にかかる契約行為は令和5年度中に行っていただくようお願いします。

Q6. 今後、自治体に対して2023年秋開始接種で使用したワクチンの廃棄数調査を行うのか。

▶ 物品管理法に基づき、適正な管理の観点から、各自治体ごとに3月末時点でのワクチンの保管数(=廃棄数)の調査を行う予定です。

調査時期は3月末～4月上旬を予定しています。管内医療機関等と連携の上、準備をお願いいたします。



- 令和 6 年度以降のVRS等の対応について
- 特例臨時接種の終了に伴う処分の関係について
- 令和 6 年度以降の救済制度の取扱いについて

令和6年4月以降における変更点

現状

- 新型コロナワクチン接種は、全て予防接種法上の『特例臨時接種』として実施。
- 新型コロナワクチン接種の副反応による健康被害が生じた場合には、年齢等にかかわらず、予防接種法に基づく『予防接種健康被害救済制度』による救済を受けることができる。

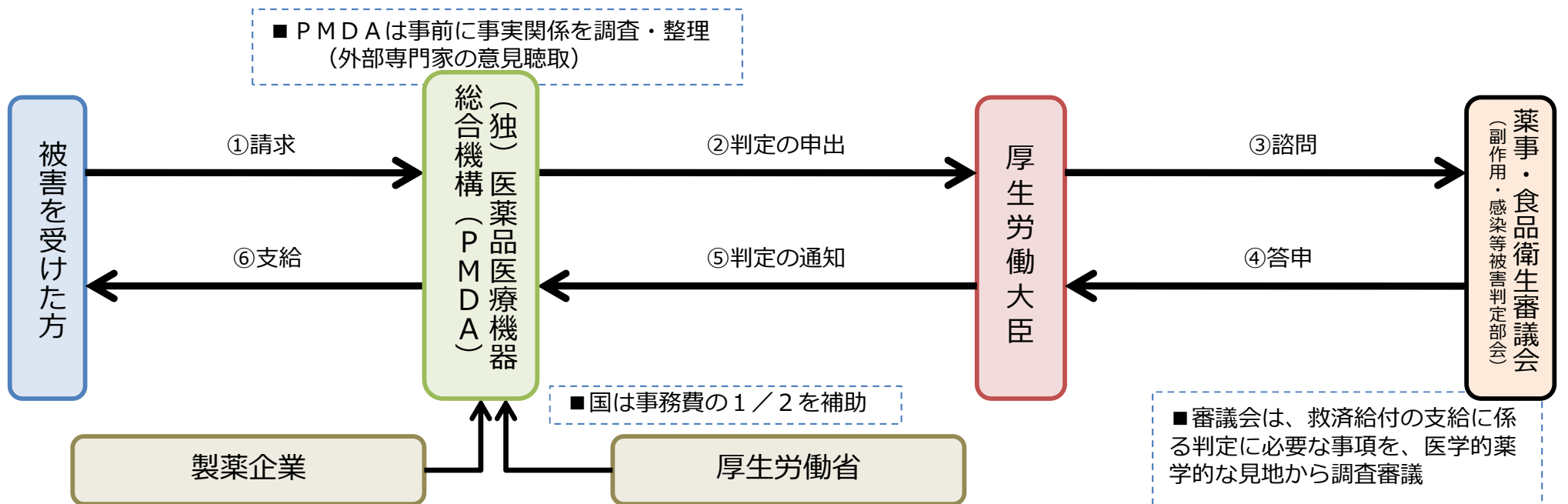
令和6年4月以降

- 令和6年3月末で『特例臨時接種』を終了し、令和6年4月以降は、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置付けた上で、毎年秋冬に1回その年のウイルス株に対応するワクチンの接種を、以下の者について、予防接種法に基づく定期接種として実施。
 - ① 65歳以上の高齢者
 - ② 一定の基礎疾患を有する60歳から64歳までの者（インフルエンザワクチン等の接種対象者と同様）
- また、令和6年度以降は、新型コロナワクチンは他のワクチンと同様に一般流通が行われる見込みであり、上記の定期接種の対象者以外であっても、予防接種法に基づかない『任意接種』として接種の機会を得ることができる。
- 『任意接種』で新型コロナワクチン接種を行い、副作用による健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく『医薬品副作用被害救済制度』により救済を受けることができる。

医薬品副作用被害救済制度

根拠法：「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」
(平成14年法律第192号)

- 医薬品や生物由来製品は、最新の科学的知見に基づいて安全対策が講じられ、使用に当たって万全の注意が払われたとしても、副作用や感染等による被害を完全になくすことはできない。
- (独) 医薬品医療機器総合機構では、迅速な救済を図ることを目的として、医薬品等が適正に使用されたにもかかわらず、医薬品の副作用等によって健康被害を受けた方に対して、医療費や障害年金などの救済給付を支給。 (医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度)
 - ※ ①軽微な健康被害の場合、②不適正使用の場合、③医療上の必要性から使用せざるを得ないケースなどあらかじめ健康被害の危険を引き受けたと考えられる場合、などについては救済の対象外。
- 製薬企業の社会的責任に基づく仕組みであり、製薬企業からの拠出金を財源。



- 製薬企業は拠出金を拠出
 - ・ 一般拠出金 (全ての製薬企業が納付。出荷額を基礎とした額に0.27/1000 (感染等被害救済制度：0.05/1000) を乗じた額を納付)
 - ・ 付加拠出金 (給付原因の医薬品製造企業が納付。給付現価の1/4 (感染等被害救済制度：1/3) を納付)

副作用救済給付の額（令和5年4月時点）

※消費者物価指数等の状況を勘案し、今後、物価スライドによる額改定が発生する可能性がある。

種類	給付の内容	給付額
医療費	副作用又は感染等による疾病の治療 ^(注1) に要した費用を実費補償するもの。	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分
医療手当	副作用又は感染等による疾病の治療 ^(注1) に伴う医療費以外の費用の負担に着目して給付されるもの。	通院のみの場合：一月のうち3日未満 35,800円（月額） 一月のうち3日以上 37,800円（月額） 入院のみの場合：一月のうち8日未満 35,800円（月額） 一月のうち8日以上 37,800円（月額） 入院と通院がある場合：37,800円（月額）
障害年金	副作用又は感染等により一定の障害の状態 ^(注2) にある18歳以上の人の生活補償等を目的として給付されるもの。	1級の場合 年額2,875,200円（月額239,600円） 2級の場合 年額2,299,200円（月額191,600円）
障害児養育年金	副作用又は感染等により一定の障害の状態 ^(注2) にある18歳未満の人を養育する人に対して給付されるもの。	1級の場合 年額 898,800円（月額 74,900円） 2級の場合 年額 718,800円（月額 59,900円）
遺族年金	生計維持者が副作用又は感染等により死亡した場合に、その遺族の生活の立て直し等を目的として給付されるもの。	年額2,514,000円（月額209,500円）を10年間 （死亡した本人が障害年金を受けていた場合、その期間が7年に満たないときは10年からその期間を控除した期間、7年以上のときは3年間）
遺族一時金	生計維持者以外の者が副作用又は感染等により死亡した場合に、その遺族に対する見舞いを目的として給付される。	7,542,000円 但し、遺族年金が支給されていた場合には、当該支給額を控除した額
葬祭料	副作用又は感染等により死亡した者の葬祭に伴う出費に着目して給付されるもの。	212,000円

(注1) 医療費・医療手当の給付の対象となるのは、副作用又は感染等による疾病が「**入院治療を必要とする程度**」の場合に限定される。

(注2) 障害年金・障害児養育年金の給付の対象となるのは、副作用又は感染等による障害の状態の程度が国民年金の1級又は2級に相当する場合。

令和6年4月以降のコロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

- 令和6年4月以降、コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについては、「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なることとなるため、注意が必要。
- 申請される方、医療機関、市町村やPMDAの窓口で混乱が生じないように、各市町村のホームページ等における事前アナウンスとともに、管内医療機関に対して制度の周知徹底をお願いしたい（後日、改めて通知発出予定）。

救済の**請求日**は、令和6年4月1日以降ですか

はい

救済を求める原因となった接種の**接種日**は、令和6年4月1日以降ですか

はい

救済を求める原因となった接種は、**定期接種**として行われたものですか

※コロナワクチンの定期接種：以下の者に対し、毎年秋冬に1回その年のウイルス株に対応するワクチンを用いて市町村が実施するものをいう。

①65歳以上

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

すなわち
定期接種
対象者

いいえ

いいえ

はい

いいえ

予防接種健康被害救済制度の「**臨時接種及びA類疾病の定期接種**」として**市町村**に請求

予防接種健康被害救済制度の「**B類疾病の定期接種**」として**市町村**に請求

医薬品副作用被害救済制度で**(独) 医薬品医療機器総合機構 (PMDA)**に請求

(参考) 予防接種健康被害救済制度と医薬品副作用被害救済制度の比較

	臨時接種及びA類疾病の 定期接種 (予防接種健康被害救済制度)	B類疾病の 定期接種 (予防接種健康被害救済制度)	任意接種 (医薬品副作用被害救済制度)
根拠法	予防接種法		独立行政法人医薬品医療機器総合機構法
救済の性質	予防接種は感染症のまん延を予防するため公衆衛生の見地から行い、臨時接種及びA類疾病は国民に努力義務を課している。接種率確保のためにも十分な救済措置が必要であり、救済の考え方としては国家補償的精神に基づき社会的公正を図るもの(財源は国及び自治体)		製薬企業の社会的責任に基づき救済を行うことを基本とする(財源は企業拠出金)
手続の流れ	接種時点で居住していた市町村長に請求し、厚生労働大臣(疾病・障害認定審査会)が判定し、市町村長が支給		医薬品医療機器総合機構に請求し、厚生労働大臣(薬事・食品衛生審議会)が判定し、機構が支給
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分(入院相当に限定しない)	A類疾病の額に準ずる(入院相当に限定)	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分(入院相当に限定)
医療手当	通院3日未満(月額) 35,800円 通院3日以上(月額) 37,800円 入院8日未満(月額) 35,800円 入院8日以上(月額) 37,800円 同一月入通院(月額) 37,800円	A類疾病の額に準ずる(通院は入院相当に限定)	通院3日未満(月額) 35,800円 通院3日以上(月額) 37,800円 入院8日未満(月額) 35,800円 入院8日以上(月額) 37,800円 同一月入通院(月額) 37,800円 (通院は入院相当に限定)
障害児養育年金	1級(年額) 1,617,600円 2級(年額) 1,293,600円		1級(年額) 898,800円 2級(年額) 718,800円
障害年金	1級(年額) 5,175,600円 2級(年額) 4,138,800円 3級(年額) 3,104,400円	1級(年額) 2,875,200円 2級(年額) 2,299,200円	1級(年額) 2,875,200円 2級(年額) 2,299,200円
死亡した場合の補償	死亡一時金 45,300,000円	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,542,000円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額) 2,514,000円(10年を限度)	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,542,000円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額) 2,514,000円(10年を限度)
葬祭料	212,000円	A類疾病の額に準ずる	212,000円
介護加算	1級(年額) 846,200円 2級(年額) 564,200円		

(注1) 単価は2023年4月現在

(注2) 具体的な給付額については、政令で規定

(注3) B類疾病の定期接種に係る救済額については、医薬品副作用被害救済制度の給付額を参酌して定めることとされている

(注4) 介護加算は、施設入所又は入院していない場合に、障害児養育年金又は障害年金に加算するもの

(注5) 新臨時接種(接種の勧奨は行わないものの、接種の努力義務のかからない接種)については、給付の内容はA類疾病の定期接種と同様だが、給付水準はA類疾病の定期接種とB類疾病の定期接種の中間的な水準。

医薬品副作用被害救済制度に関する情報・相談窓口

【PMDAの特設サイト】 ※各ページ下部から「よくある質問」にもアクセス可能

お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。

医薬品 副作用被害 救済制度

ドクトルQ

一般国民の皆さま 医療関係者の皆さま

制度の概要 制度の種類 制度の手続き方法

「一般国民の皆さま」ページ



https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

- 制度の概要
- 制度の種類
- 制度の手続き方法

「医療関係者の皆さま」ページ



https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index_medical.html

- 制度の概要
- 給付の種類・請求方法
- 薬袋・ポスターのダウンロード
- 救済制度についてのeラーニング講座

【救済制度相談窓口（PMDA）】※一般国民・医療関係者向け

救済制度
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

0120-149-931

受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金（祝日・年末年始をのぞく）

1. 予算関連の事項について

2. 年度末で特例臨時接種が終了することに伴う事項

3. その他・今後の説明会でご説明する予定の事項

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会（第32回）

よくいただくご質問への回答・その他の周知事項①

	ご質問	回答
令和6年度以降の予防接種健康被害調査委員会について	令和6年度以降もコロナ予防接種に係る調査委員会の費用は、国庫負担10/10でしょうか。	申請された接種内容が特例臨時接種期間中のものであっても、令和6年度以降に開催される調査委員会の費用は、すべて定期接種水準の負担（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）となります。
令和6年度以降の予防接種救済給付に係る負担割合について	特例臨時接種期間中に接種した人の給付に係る費用は、定期接種化する令和6年度以降も国庫負担10/10でしょうか。	接種時期が、特例臨時接種期間の場合は、令和5年度同様、国庫負担は10/10となります。 なお、令和6年度以降の接種者に対する給付費用の負担割合は、定期接種水準（B類）と同様です。

	内容
予診票の扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在使用されている予診票は、特例臨時接種用のものです。 ・ 令和6年4月以降の任意接種では使わないよう、医療機関等関係者への周知をお願いいたします。 <small>（※一部の記載が、任意接種にそぐわない） <small>（※任意接種に係る予診票は、ワクチン製造メーカーが作成して医療機関に提供されるのが一般的）</small></small> ・ 定期接種に係る予診票の様式は、定期接種実施要領の中でお示しする予定です。 <small>（※前回第31回自治体説明会でもご説明）</small>

よくいただくご質問への回答・その他の周知事項②

	令和6年度から	内容
厚生労働省コールセンター	<p>継続</p> <p>(終期については検討中)</p>	<p>＜厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター＞</p> <p>電話番号：国内からおかけいただく場合…0120-761-770（フリーダイヤル）</p> <p>海外からおかけいただく場合…（+81）50-3734-0348（通話料がかかります）</p> <p>※番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意ください。</p> <p>●対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html</p>
都道府県副反応コールセンター	<p>国の財政支援は一部変更しつつ、継続</p>	<p>「新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業」により実施（詳細はP9）</p> <p>※定期接種化に伴い国の財政支援スキームは変わりますが、引き続き住民からの副反応等の相談が見込まれますので、相談体制については、継続についてご検討・御協力をよろしくお願ひします。</p>
市区町村コールセンター	<p>国の財政支援 (接種体制確保事業) は令和5年度中で終了</p>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p>令和6年度以降は、他の定期接種と同様に、市区町村窓口等で相談や問い合わせへのご対応をお願いします。</p>

新型コロナウイルスワクチンの定期接種化 各市町村におけるスケジュールイメージ

新型コロナウイルスワクチンの定期接種 開始

	2023年 12月	2024年 1月	地方議会 2月	地方議会 3月	4月	5月	地方議会 6月	7月	8月	9月	秋
(国説明会の予定)	▼ 自治体説明会〔第1回〕 ・全体像について 他 <済>	▼ 自治体説明会〔第2回〕 ・予算関連の事項について 他		▼ 自治体説明会〔第3回〕			▼ 自治体説明会〔必要に応じ〕				
スキーム構築 必要な体制の確認		各市町村のスキーム構築 (システム改修、対象者抽出 など)					接種券(送る場合)・予診 票・案内 確定→印刷			予診票等 送付	
医療機関との調整		委託先医療機関への協力要請・選定					委託契約書の作成・締結				
予算の確保		● 当初予算				● 必要な予算措置に 向けた検討・調整		● 補正予算			
ワクチンの情報 流通の見込み	調整中であり、詳細については追ってお示しする										
(その他) 現行の特例臨時接種の終 了に伴う事項		年度末まで接種を実施		特例臨時接種 終了	並行して終了に伴う準備・対応 (冷凍庫や保冷バッグの処理、 集団接種会場の撤去 など)		● 2月議会で 必要な措置	必要に応じて事後の対応			

定期接種化に関する次の説明会でご説明する予定の事項について

年度内をめぐりに開催見込みの次の説明会では、以下の事項についてご説明する予定です。

- **それまでにいただいたご質問等への回答**
 - その他追加情報、最新情報、検討が進んだ内容について
- 年度内をめぐりにお伝えする場を設けたいと考えております。